

令和3年神奈川県議会第3回定例会 総務政策常任委員会

令和3年12月9日

亀井委員

私からはまず、個人情報保護制度の見直しについて伺います。

個人情報保護制度の見直しについての御報告がありましたが、新しい個人情報保護法が施行されると、神奈川県個人情報保護条例の扱いはどのようになるのか確認します。

情報公開広聴課長

地方公共団体に関する新個人情報保護法の施行後、県機関等における個人情報の取扱いは新しい個人情報保護法が適用になるため、現行の条例は、改正または廃止を検討することになります。

亀井委員

法律が上なので、法律ができれば条例が改正、廃止されることは承知しています。

次に、個人情報の取扱いのルールについて、神奈川県個人情報保護条例等、共通ルール等で、規定上のどのような違いが生じるのか伺います。

情報公開広聴課長

県の個人情報保護条例と新しい個人情報保護法の共通ルールの違いですが、例えば、具体的な例として、本県条例では個人情報を収集するときに、原則として本人から収集しなければならないことを規定していますが、新法ではこういった規定はありません。また、本県条例では、県で保有する個人情報の電磁的方法による提供、いわゆるインターネットによるオンライン提供ができる場合を制限していますが、新法にはこのような規定はありません。

亀井委員

共通ルールには、個人情報の本人収集の原則の規定がないということですが、保護レベルの点で違いが生じると思います。本人の収集が原則であれば個人情報に対して重く扱うことになり、それがないのであれば、個人情報の保護のレベルに差が出て、個人情報の扱いがもっと雑になると考えますが、いかがでしょうか。

情報公開広聴課長

先ほど答弁させていただいたとおり、現行の県条例では、個人情報を収集するときは原則として本人から収集しなければならないとされていますが、例外として、法令等の規定に基づき収集するときや、本人の同意に基づいて収集するときなど、幾つか例外を定めています。

新法では、このような個人情報の本人収集の原則の規定は設けられていませんが、現在、国から示されている資料によると、これは個人情報保護を図るための仕組みの違いによるもので、新法の共通ルールにおいても、条例と同水準の個人情報保護が図ることができるものとしています。

具体的には、新法では収集が本人からか、またそれ以外からを問わず、個人情報の全般について、その保有が法令等の定める所掌事務または業務の遂行に必要な場合に限定されることや、漏えいや流出などの防止のための安全管理措置が義務づけられていること、また国民が行政機関の保有する自己情報について開示を請求し、行政機関がどのような自己情報を保有しているか確認できる

など、本人関与の機会を通じて個人情報の保護は実質的に図るとしています。

亀井委員

保護レベルでの違いは、私が懸念するほどではないということだと思います。新しい個人情報保護法において、条例による横出し、上乗せはあるのでしょうか。

情報公開広聴課長

今回の法改正は、活性化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、個別の法律や各地方公共団体で個人情報保護条例を定めていますが、それにより生じていた法制の不均衡、不整合を是正し、個人情報保護のために必要な全国的な共通ルールを法律で定めることを目的としています。

こうしたことから、先月下旬に国から示されたガイドライン案では、個人情報の保護やデータ流通について、直接影響を与える事項で、新法により条例で定めることとされた事項以外のもの、例えば、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定や個人情報のインターネットによるオンライン提供に特別の制限を設ける規定などについて、条例で独自の規定を置くことは許容されないとしています。

条例の上乗せ、横出しについて、国から見解が示されましたら、県条例と新法の共通ルールの違いや理由について照会していきたいと考えています。

亀井委員

非常に難しい御答弁ですが、データの利活用はデジタル化が主流となり、データの利活用には迅速性が求められます。しかし、データの利活用を優先するあまり、個人の権利保護が形骸化されることは困ります。個人の権利、情報が上で、それを踏まえた上で、データの利活用を行うべきだと思います。情報公開広聴課長の答弁では、データの利活用が優先される印象を受けますが、いかがでしょうか。

情報公開広聴課長

今回の改正は、先ほど答弁したとおり、個別の法律や各自治体の条例により生じていた不均衡、不整合を是正するもので、個人情報の保護とデータ流通を両立させるものだと考えています。

亀井委員

個人情報保護とデータ流通の両立を前提に流れを進めますが、その担保はどうするのですか。私の言っているような懸念がないのでしょうか。

情報公開広聴課長

現在、地方公共団体は、個人情報の取扱いについて特に監督機関は置かれておりませんが、今回の改正において、国の個人情報保護委員会が、民間事業者、それから国の行政機関、地方公共団体に対して、個人情報の取扱いについて監督、監視していくことになっております。そういうことを通じて、個人情報保護の担保になると思います。

亀井委員

報告書にもありますが、国の個人情報保護委員会がガイドライン等を示して運用していくとあります。この個人情報保護委員会は、どのような組織ですか。

情報公開広聴課長

国に置かれる独立の委員会で、類似の例としては、証券取引等監視委員会などと同じ性質のものです。

亀井委員

個人の権利保護が一番大切です。しっかりと担保を取っていかないと、自分の知らないところで情報が流出すると、国民は怖いと思います。

最後に各論になりますが、個人の情報の扱いは非常に難しい問題になります。例えば、災害時の安否確認のときに、個人の名前を出すかということが非常に問題になります。熱海市の土砂崩落のときや、東日本大震災のときも問題になりました。自治体ごとに個人情報の規定が異なっていると、そこで扱いに差が生じます。広域的な災害が発生したときには、個人情報の取り扱いについて、各自治体で差が生じることは望ましくないので、共通ルールを定めて管理することが重要だと思います。

例えば、自然災害のときに、個別の条例で定まっているところを新しい個人情報保護法になった場合、その前後で変化はあるのですか。

情報公開広聴課長

神奈川県の例ではありませんが、東日本大震災のときに、行方不明者の捜索を担うN P O法人に情報提供する際、本人の同意が有無など各自治体で条例が異なるので、審議会の意見を聞かなければならないというように自治体間でばらつきがあったという指摘がありました。

新法が施行されると、共通ルールの下で、個人情報保護委員会が示すガイドラインなどに沿って、運用されると考えております。

亀井委員

難しいと思いますが、県の考え方をしっかりとまとめていただきたいと思います。

次に、米軍基地内の日本人従業員へのワクチン接種について伺います。今回の報告書には、米軍人がP C R検査を受けた後の行動などの報告がありますが、米軍基地内の日本人従業員の方々について、確認のために伺います。

私の地元である横須賀基地では、5,000人以上の日本人の従業員の方々が働いていますが、国と米軍は本年6月に、日本人従業員に対して、米軍基地内の医療機関で、米軍が用意した新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を受けられるようになったと発表しました。その後、日本国内では、ワクチンの追加接種が行われることとなり、12月1日から3回目のワクチンの接種ができるようになっています。基地内で接種した日本人従業員の方々が不利益を被らないよう対応していただくことが必要だと思います。県内には横須賀基地だけではなく、ほかの基地もありますが、県内基地内に従事する従業員の数は何人ですか。

基地対策課長

県内の基地で働く日本人従業員の数は、約9,000人となっております。

亀井委員

日本人従業員について、基地内で米軍による接種が行われた経緯と、これまでに県内の米軍基地内でワクチンを接種した日本人従業員の大まかな人数を把握されていますか。

基地対策課長

まず、経緯ですが、県内の米軍基地において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、米軍人等へのワクチン接種だけではなく、基地内で働く従業員へのワクチン接種も重要な課題となっていました。日本人従業員のワクチン接種は、居住している自治体による接種が基本であり、各自治体に

おいて順次接種が行われておりましたが、その上で、一層スピード感を持って実施する観点から、各関係省庁と在日米軍が調整を行い、米軍が保有するワクチンについて、希望する従業員は、米軍から接種を受けられることになりました。

防衛省に確認したところ、県内では6月半ばに開始され、8月上旬までに希望者への2回接種の取組が終了したということです。県内在住者で、この取組による米軍ワクチン接種を行ったと申出があった人数は、約4,300人です。

亀井委員

約半分の人が米軍の基地内で接種を受けているということだと思います。4,300人の方が接種を受け、日本人従業員については、お住まいの市町村の接種記録に反映されていますか。

基地対策課長

米軍基地でのワクチン接種は、米軍が保有するワクチンを米側の医師等が接種するという体制なので、アメリカCDC、疾病予防管理センターの書式に準じた接種記録カードが発行されております。日本のワクチン接種システムとは異なるため、市町村のVRS、いわゆるワクチン接種記録システムには反映されておりません。

亀井委員

ワクチン接種について、3回目の接種を打つ方向性ですが、今の体制で大丈夫ですか。

基地対策課長

米軍のシステムで、ワクチンを2回接種した方の情報が自治体に届いていないことはよくないと考え、県としては、知事が会長を務める渉外知事会の基地対策に関する要望で、基地内で接種を受けた日本人従業員については、居住する自治体に確実に情報提供を行うという項目を追加し、8月に要望を行いました。こうした動きを受け、防衛省では従業員から接種記録カードのコピーの提出を受け、居住自治体ごとに仕分を行った上で、リストの提供を行うことで、順次市町村に情報提供が行われています。

日本政府は、在日米軍で2回接種した日本人従業員の方も、日本の枠組みにおける追加接種の対象であるとしており、厚生労働省が11月に発出した自治体向けの手引きや追加接種、3回目接種についてのお知らせにも明記されています。

亀井委員

日本人従業員の接種について、既に2回目は終了しています。ワクチン接種後の副反応について横須賀市長も国に要望していたと思いますが、体調の変化、異変が生じた場合、その対応はどうするのですか。

基地対策課長

接種後の副反応で、接種後48時間については、診断書なしでの傷病休暇が認められる取扱いと聞いております。日本の予防接種法では、重い健康被害が生じた場合、予防接種との因果関係が認定された場合、医療費等の給付を受けられる仕組みがあります。米軍のワクチンの場合、日本の予防接種法の適用はありませんが、防衛相としても米国の救済制度を利用することで、必要な措置やサポートを適切に実施するとされております。

なお、県内基地を所管する防衛省の機関に問い合わせたところ、現在、救済

措置適用の相談はないということでした。

亀井委員

日本人従業員の基地内における接種について、接種が開始されてからこれまで、県として把握している課題があれば確認します。例えば、2回目まで基地で接種を行いましたが、3回目は地元のクリニックで接種というようなことになると、副反応の取扱いはどうなるのかと思います。例えば、1回目と2回目をモデルナ社製のワクチン、3回目はファイザー社製のワクチンを接種し、副反応がそれぞれのワクチンで違うことが分かればよいのですが、3回目も同じ会社のワクチンを市町村で接種した場合、副反応の扱いが難しいと思いますが、課題について、今後どのように対応するのでしょうか。

基地対策部長

在日米軍の従業員の方への基地内でのワクチンの接種が始まった経緯は、当時、国際的にワクチンの供給が遅れ、米軍に比べると、日本国内のワクチンの接種が遅れていたという背景があります。基地内での日本人従業員の接種は6月中旬に開始され、日本国内では高齢者の接種は進んでいましたが、それ以外の方について接種が進んでいる自治体は少ないという状況でした。

その中で、在日米軍から日本政府に対して、米軍が保有するワクチンを従業員の方に接種したいという申出があり、日米で協議を行った結果、我が国でも承認を受けているワクチンについて接種が行われたという経緯があります。日米両国政府が連携し、接種を希望する日本人従業員の方への接種が行われたことは、評価をすべきだと思います。

一方、委員が御指摘のように、残された課題はあると思っております。1つは、現在の我が国の状況は、先進国の中でも、ワクチンの接種率は高くなっていますが、政府の取組もあったと思いますが、今後は、基地内で接種を受けられた従業員の方を日本側の接種の仕組みに、円滑に取り込んでいくことが大きな課題だと考えております。本県では渉外知事会を通じて、市町村に情報提供を行う必要性をいち早く把握し、国に働きかけて、現在、防衛省が接種情報の取りまとめと自治体への情報提供を進めておりますが、12月現在でも作業が終わっていない状況です。既に各市町村では、3回目接種の準備が進められている状況なので、情報提供が行われていない市町村に対して、迅速に作業を進めていただくよう、引き続き、国に働きかけていきたいと思っております。

また、先ほど基地対策課長の答弁があったように、重い副反応の報告は、今のところありません。報告があった場合、2回目までの接種では、日本の予防接種法の適用がないので、米側の接種の補償制度を速やかに受けられるのか国に情報提供を求め、従業員の救済がなされるように、働きかけていきたいと考えております。

亀井委員

これから感染拡大の第6波、第7波が来るかもしれません。課題を整理して対応していただくことを要望して、質問を終わります。